

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の解散認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課) ……
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- ………(保健医療局保健政策部国民健康保険課) ……
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件) ……(建設局道路管理部監察指導課) ……
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) ……

告示

●東京都告示第千六十号
 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号) 第六十三条第四項の規定に基づき池袋本町三丁目20・21番南地区防災街区整備事業組

合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和五年十月四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千六十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき十条駅西口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十月四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

十条駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十九年五月二十六日から令和七年八月三十一日まで

三 施行地区

北区上十条一丁目及び上十条二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

北区上十条二丁目七番十一号

五 変更の内容

平成二十九年五月二十六日

六 定款及び事業計画の変更認可の年月日

令和五年十月四日

●東京都告示第千六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年九月二十一日	多摩市大字落川字十七号千九百九十一番一及び同番三の各一部	延長 一七・七六 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千六十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月四日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

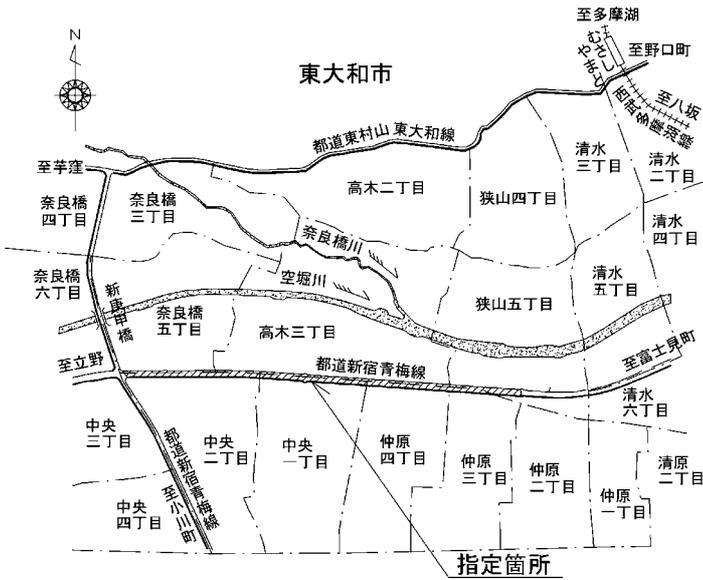
二 変更内容

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道新宿青梅線
東大和市狭山五丁目～奈良橋五丁目

(電線共同溝予定名称 新宿青梅・八号)

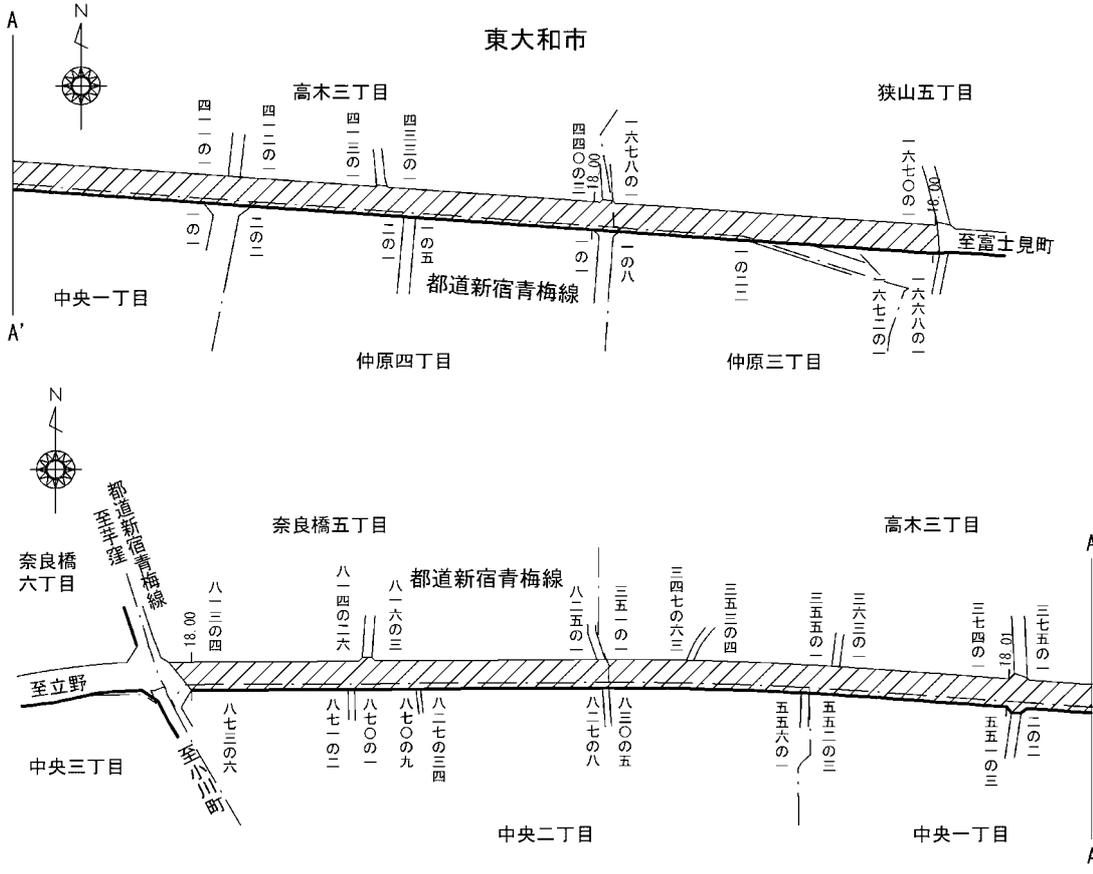
延長 一、一七〇・二メートル
指定区間
市道
都道



●東京都告示第千六十五号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
令和五年十月四日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 都道新宿青梅線

二 指定する区間 東大和市狭山五丁目千六百六十八番一
地先から同市奈良橋五丁目八百十三番
四地先まで
三 指定の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第千六百六十六号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道新宿青梅線
 東大和市中央二丁目～芋窪五丁目

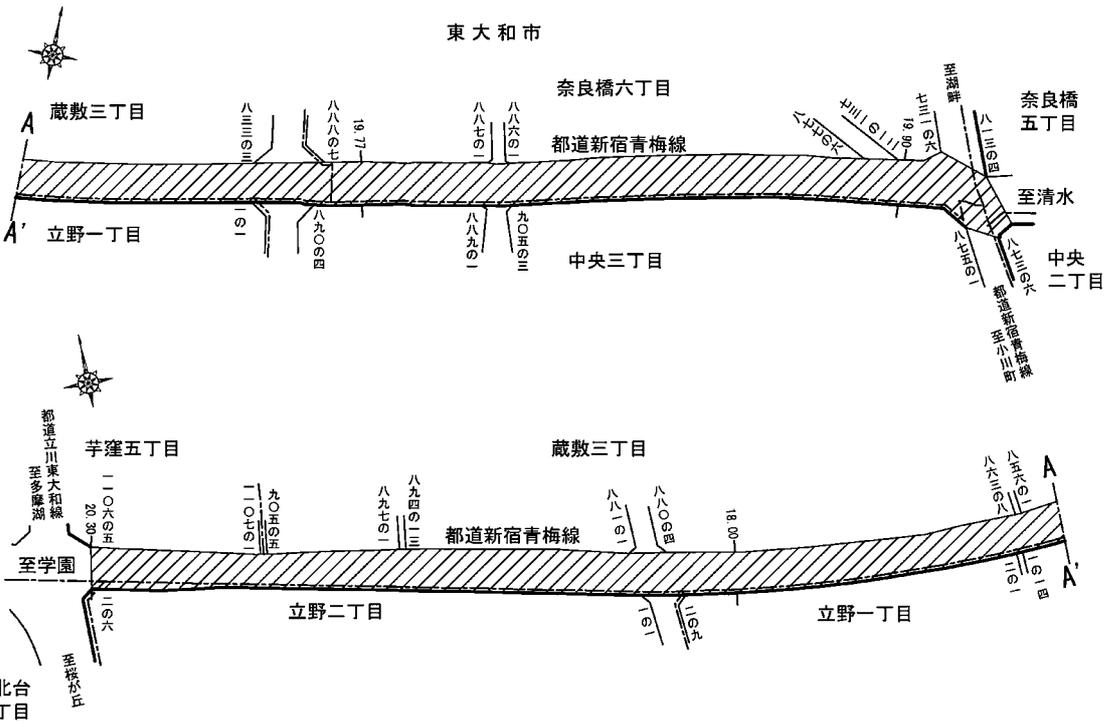
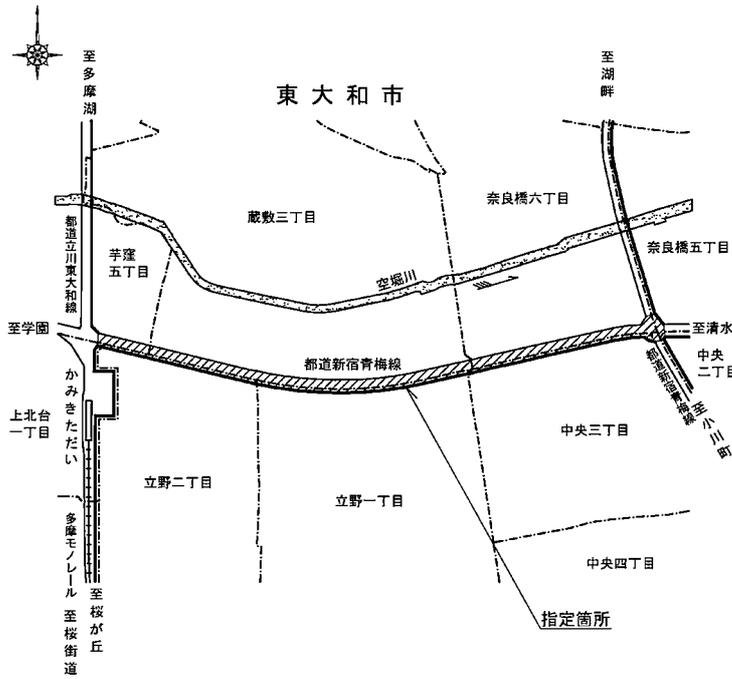
(電線共同溝予定名称 新宿青梅・九号)

延長 一、〇六五・五五メートル

指定区間

市道

都道



備すべき道路を次のように指定する。
 令和五年十月四日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道新宿青梅線

二 指定する区間 東大和市中央二丁目八百七十三番六地先から同市芋窪五丁目千百六番五地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十月四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市羽加美四丁目九百五十七番一 福生市加美平二丁目十四番一

株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

羽村市羽加美四丁目九百十八番一 福生市加美平二丁目十四番一

株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

昭島市福島町二丁目百十四番二 立川市柴崎町二丁目三番八号

近代建物株式会社 代表取締役 新藤 幸男

あきる野市草花字高瀬六百七十二番一、同番三、六百七十二番一、同番二及び同番四の各一部、同番六並びに同番七の一部

あきる野市野辺三百九十二番地 南部商事株式会社 代表取締役 吉村 隆二

青梅市今寺三丁目三百七十番、同番地先、三百七十八番一から同番三まで及び三百七十九番二十三

青梅市藤橋一丁目四百十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 亮

武蔵村山市学園二丁目八番一、同番二及び十一番四から同番八十四番地の一

七まで

宮崎 道子

西多摩郡瑞穂町大字二本木字下長田久保七百二十二番一及び七百二十三番十一

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

福生市大字福生字加美千二百五十七番一、同番七及び同番十五から同番二十四まで

福生市加美平二丁目十四番一 株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

国分寺市西恋ヶ窪三丁目二番五十七から同番六十まで、同番六十九及び同番七十六から同番九十四まで

新宿区西新宿二丁目三番一 号二十九階 パナソニックホームズ株式会社 支配人 日高基比古

狛江市中和泉三丁目六百五十九番七、同番八、同番十一及び同番十三

武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

